設立 昭和59年4月1日

鳥取大学ハンググライダー部規約

第一章 名称

第一条 当部は鳥取大学ハンタグライダー部と称する。

第二条 当部は鳥取市湖山町南四丁目 101 鳥取大学内におく。

第二章 目的

第三条 当部はハンググライダーによる飛行を行い、その技術の向上をめざすととも に、集団行動を行うことにより、自己の人間形成を行うものである。

第四条 当部における全ての決議は部会において行う。

第五条 部会は週一回定期的に開き、また月一回定期的に月例部会と称する部会を開く。

第六条 部会に提出する原案は、部長、主務、会計、と適宜一般部員においてあらかじめ検討の後、部会に提出する。

第四章 部費

第七条 部の備品については,その購入費を部員全員で等しく負担するものとする。

第八条 機体の破損など個人の責任において必要とする費用は、その当事者個人の負担 とする。

第九条 部員は取り決められた部費を支払わねばならない。

第十条 会計は年度末に会計報告を部会に公表して承認を得なければならない。

第五章 部員

第十一条 役員は立候補あるいは推薦により選出し、部会の承認により決定する。

第十二条 役員交代は毎年 10 月全役員からの引き継ぎをもって行う ものとする。

第十三条 入部に関しては,特に制限を設けない。ただし心身ともに健康なもの。

第十四条 部員は部活動に対して積極的に参加し、部会に出席しなければならない。

第十五条 当部は下記の行為をしたものを,部会に計り部会の承認を得て除名する。

- 一, 部の名誉を著しく傷つけたもの。
- 一, 当部の活動,運営に障害となる者。
- 一, 部費,その他の経費を悪意で滞納していると認められたもの。

第六章 顧問

第一六条 顧問は部活動に対して助言、参加できるものとする。

第七章 責任の所在

ハンググライダーの飛行に関して

ハンググライダークロスカントリー技能証(XC)所有者,ハンググライダーパイロット技能証(P)所有者は、全ての場合において本人が責任を負う。ハンググライダー練習生技能証(C,B,A)所有者は、引率教員(スクール担当教員)にある。但し、大会の移動時(基本的には個人の責任),日本学生フライヤー連盟下の活動(学生ハンググライダー選手権大会,学生連盟合同練習等),引率教員又はそれに準ずる者のいない部員のみの活動(引率教官又はそれに準ずる者のいない部員のみでの合宿)の場合は参加者本人とする。

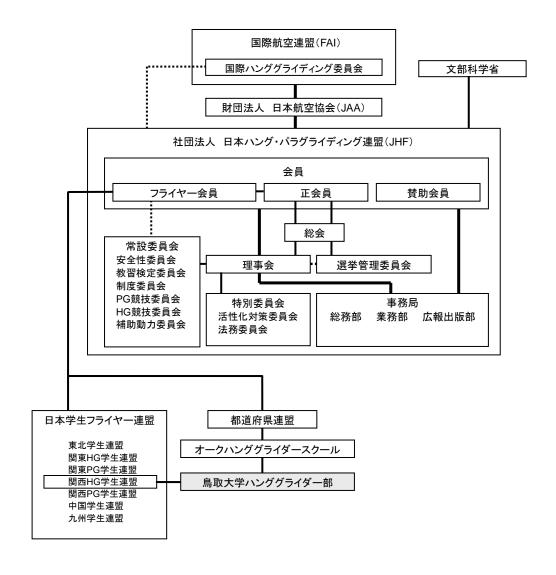
第八章 活動

第十七章 合宿,大会は実施に先立ち,活動計画書を大学,顧問教官に提出,報告を する。

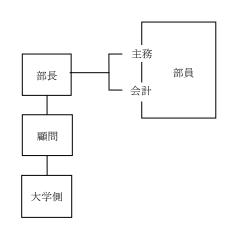
第十八章 合宿は止むを得ぬ事情の生じない限り、計画書に従って実施しなければな らない。 第十九章 合宿,大会は実施後、活動報告書を大学,顧問教官に提出,報告をする。

改正 平成 17 年 5 月 24 日 ハンググライディング・スポーツ組織図

2004.12.22 JHF



機構図



付則

- 部員への安全対策の啓蒙、指導、活動状況の把握は、部会、月例部会にて行う。
- 幹部(部長,副部長,主務,会計)は、部員の活動の状況を把握しなければならない。
- 幹部は、合宿、大会等の活動計画、活動報告書を大学側、顧問教官に届け出るように部 員に指導しなければならない。
- 部員は、大学生協の学生総合共済 (LG型), 航空スポーツ登録 (登録すると自動的に 第三者賠償責任保険に加入できる) に、少なくとも加入しなければならない。
- 部員は、パイロット技能証,クロスカントリー技能証を取得次第、契約書にサイン,押 印しなければならない。
- 部員は、入部時に未成年である場合につき、ハンググライダーの行為において日常生活 に比べて危険をともなうことを承諾した保護者のサイン,押印が必要である。
- 幹部は、もちろんのことであるが自分が幹部であることを自覚しなければならない。